



個人所得税について

第254回

能見さん：みらい先生こんにちは、ご無沙汰しております。実はこの度、インドネシア子会社の工場における製造工程の見直しのため、3カ月の予定でインドネシアへ出張することとなりました。その間の私の給与に対する税金で注意すべきことはありますか？

みらい：インドネシア出張中の能見さんの給与は、本社(親会社)と子会社のどちらが負担されますか？

能見さん：本社が負担すると聞いています。

みらい：それでしたら、「短期滞在者免税」の適用を受けられる可能性がありますね。

能見さん：「短期滞在者免税」とは、何でしょうか。

みらい：基本的な考え方として、給与所得の源泉地(課税権の所在)は、支払地ではなく実際の勤務地にあるとされています。ただし、租税条約を締結している国においては、滞在日数が短期間である場合、その期間の給与について源泉地国では課税しないという免除規定があります。インドネシアも租税条約締結相手国のうちの一つです。

能見さん：免除されるということは、インドネシア現地での課税はなく、日本でのみ所得税を納めればよいということですよね。短期間とはどの程度の期間をいうのでしょうか。

みらい：滞在期間を含め、具体的な要件は租税条約で定められています。

要件は三つあり、そのすべてを満たす必要があります。第一の要件は、滞在期間に関するものです。この要件は国によって若干異なっているので注意が必要ですが、能見さんの出張先のインドネシアであれば、今年中(1月から12月)の滞在期間が183日を超えないこととされています。

能見さん：私の場合は、9月から11月までの3カ月ですから、この要件はクリアしていますね。他の要件はどのようなもののでしょうか。

みらい：第二の要件は、給与を全額日本の本社が支払うということです。各種手当等も含めたすべての給与についてです。そして第三の要件は、本社が支払っ

た給与を子会社で負担しないということです。当社が能見さんに給与を支払ったあと、その分をインドネシアの子会社に負担させてはダメということです。

能見さん：なるほど、良くわかりました。念のため本社に確認してみます。

みらい：一点、183日ルールの滞在期間の数え方について、補足情報です。インドネシアであれば、暦年(1/1~12/31)の期間にて183日の判定をしますが、各国によって租税条約に定める12カ月のとりかたが異なります。例えば、シンガポールやアメリカのように任意の12カ月による場合もあります。このような場合、暦年または課税事業年度で183日に満たなくても、任意の継続した12カ月で判定すると183日を超えるケースがあるため注意が必要です。

能見さん：そうなのですか、タイに出張する知人がいたので共有しておきます。

みらい：タイの場合は特殊で、滞在期間の判定日数が暦年で180日と租税条約に定められているのでご留意ください。

能見さん：そうなのですね。聞いておいてよかったです。ありがとうございます。

みらい：租税条約に則った手続きが必要になりますが、現地の担当者に確認して貰えばいいでしょう。それでは能見さん、インドネシアでのお仕事頑張ってください。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京中央区・その他国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：<http://www.miraic.jp/>